## 株 主 各 位

東京都品川区南大井6丁目26番1号 いすゞ自動車株式会社 取締役社長 井 田 義 則

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓ますますご清栄のこととおよろこび申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、なに とぞご出席くださいますようご案内申しあげます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「議決権の行使についての参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折り返しお送りくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1.日 時 平成14年11月27日(水曜日)午前10時

2 . 場 所 東京都品川区南大井 6 丁目26番 1 号 大森ベルポート A 館 当社 ISUZU ホール

3 . 会議の目的事項

決議事項

第1号議案 資本減少の件

議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」 (2頁~3頁)に記載のとおりであります。

第2号議案 資本準備金および利益準備金減少の件

議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」 (3頁)に記載のとおりであります。

第3号議案 定款一部変更の件

議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」 (4頁~11頁)に記載のとおりであります。

第4号議案 取締役2名選任の件

以 上

お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出く ださいますようお願い申しあげます。

## 議決権の行使についての参考書類

#### 1.総株主の議決権の数

1,266,738個

## 2. 議案および参考事項

#### 第1号議案 資本減少の件

1.資本減少の理由

当社は、中期経営計画(いすゞVプラン)の推進により着実に業績を回復させ、第100期(平成14年3月期)には3期振りに営業黒字化を達成いたしました。しかしながら、国内商用車市場の長期低迷や米国販売の不振など、環境は依然厳しく、このような中でいすゞVプランを確実に達成し、盤石な企業体質の構築を図るために、施策の見直しを行うとともに、ゼネラルモーターズコーポレーション(GM社)のご支援や金融機関のご協力を得て、事業体制と財務構造の抜本的な改革を柱とする「新3カ年計画」(別冊)を策定し、平成14年10月に発表いたしました。

この計画に基づき、将来にわたっての不確定要素を取り除くことで本業の更なる改善を目指すことにともない、当第101期(平成15年3月期)には、北米事業体制の見直しや希望退職の実施などにより特別損益は、約1,400億円の損失を計上する見込であります。

これらの損失計上による欠損金を填補するため、下記のとおり資本を減少いたしたいと存じます。なお、当社とGM社の100%子会社であるゼネラル モーターズ リミテッド(GML)は、同社が所有する当社普通株式619,017,000株を本総会後に当社が取得し、消却することを予定しております。

今回の資本減少は、GMLが所有する株式の消却を行うほかは、株主の皆様のご所有株式数の変更(株式の併合および消却)を行うものではなく、また会社財産を減少させるものではございませんが、資本減少ということでご心配をおかけしますことを深くお詫び申しあげますとともに、再建計画期間を短縮し、できる限り早く復配を行うべく「新3カ年計画」を確実に成し遂げていく所存でございますので、なにとぞ事情ご賢察のうえ、ご承認賜りますようお願い申しあげます。

#### 2. 資本減少の内容

#### (1)減少すべき資本の額

本総会に先立って開催される取締役会および本総会において決議される各優先株式の発行ならびに上記取締役会において決議される普通株式の発行により、当社現在の資本の額90,329,884,442円は145,374,924,442円に増加することが予定されております。かかる資本の増加は本議案による資本減少に先立って効力が発生することが予定されており、本議案はかかる資本増加の効力発生を前提条件としているため、現在の資本の額ではなく、かかる新株発行によって増加した後の資本の額を基準とし、それからの減少を決議していただくものです。つきましては、当社の資本の額145,374,924,442円を89,829,884,442円減少させ、55,545,040,000円といたします。

#### (2) 資本減少の方法

払戻しを行わない無償の減資とします。その他手続上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

#### 第2号議案 資本準備金および利益準備金減少の件

当社は、いすゞグループの再生をスピードアップするため「新3カ年計画」を策定し、本業の更なる改善を目指すことといたしました。この計画に基づく抜本的なリストラクチャリングの実施にともなう特別損失の計上から生じる欠損金処理のため、商法第289条第2項の規定に基づき、当社の資本準備金101,215,356,203円のうち78,632,885,092円および利益準備金9,644,550,016円の全額を減少し、34,490,553,884円を資本の欠損填補に充当し、53,786,881,224円を資本剰余金に振り替えたく、ご承認をお願いするものであります。

#### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1.変更の理由

(1) 「新3カ年計画」の実行のために当社が受ける支援の一つである借入 金の株式化(デットエクイティスワップ)1,000億円にかかわる下記 内容の優先株式の発行に備えるため、所要の変更を行いたいと存じま す。

優先株式は、 種、 種、 種ならびに 種の4種類とし、その授権枠をそれぞれ3,750万株、3,750万株、2,500万株ならびに2,500万株とします。(変更案第5条)

普通株式ならびに各種優先株式の1単元の株式の数は、1,000株とします。(変更案第6条)

種優先株式の優先配当の上限は、1株につき年80円を上限とし、 未払配当金は累積せず、参加条項もないものとします。(変更案第12 条 - 2第1項)

種優先株主または 種優先登録質権者に対する中間配当は、行わないものとします。(変更案第12条 - 2 第 2 項)

種優先株主または 種優先登録質権者に対する残余財産の分配については、一定の金額までの優先権がありますが、それ以上の分配は行わないものとします。(変更案第12条 - 2 第 3 項)

種優先株式を、将来買い受け、消却するための償還条項を設けます。(変更案第12条 - 2 第 4 項)

種優先株主は、無議決権株主とします。(変更案第12条 - 2第5項)

種優先株式については、株式の併合または分割、新株引受権の付 与等は行わないものとします。(変更案第12条 - 2第6項)

種優先株式は、普通株式への転換予約権付株式とします。(変更案 第12条 - 2 第 7 項)

種優先株式は、普通株式への強制転換条項付株式とします。(変更 案第12条 - 2 第 8 項)

種優先株式の定款規定の内容は、 種優先株式の規定を準用します。(変更案第12条 - 3)

種優先株式の定款規定の内容は、 種優先株式の規定を準用します。(変更案第12条 - 4)

種優先株式の定款規定の内容は、 種優先株式の規定を準用します。(変更案第12条 - 5 第 1 項、第 2 項)ただし、 種優先株式に関

しては参加条項を付すものとします。(変更案第12条 - 5 第 1 項) 優先配当金および残余財産の分配について、各種優先株式の間の順位は同順位とします。(変更案第12条 - 6) その他優先株式に関する相定の整備を行います。(恋更案第12条 - 2

その他優先株式に関する規定の整備を行います。(変更案第12条 - 2 第9項、第17条 - 2)

(2) 平成15年4月1日に施行される「商法等の一部を改正する法律」(平成14年法律第44号)において、株主総会の特別決議の定足数を、定款の規定により緩和することが認められることとなります。これにともない、現行定款第16条(決議方法)の変更を行うものであります。なお、当該規定の変更は、当該法律の施行をもって効力を生ずる旨附則で規定するものであります。また、当該附則規定については、当該法律の施行後これを削除するものといたします。

#### 2.変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

					「豚は女丈叩りし	.0770.78
現	行	定	款	変	更	案
第5条(会本会社が 株と <u>する</u>	が発行する		が終数) 対は、30億	本会社が、 株とし、 通株式、 3,750万梯 は 種優 先株式と き消却が つき消却	社が発行する株式 発行する株式の終 このうち28億7.5 3,750万株は1種 には 種優先株式 先株式、2,500万 する。ただし、音 あった場合またに もしくは普通株式 合には、これに相 る。	総数は、30億 500万株は普 恒優先株式、 、2,500万株 5株は 種優 普通株式につ は優先株式に 大への転換が

現	行	定	款	変	更	案
第6条(1	単元の株	式の数)		第6条(1	単元の株式の数)	
本会社の	)1単元σ	株式の数は	₺、1,000	本会社の	)普通株式ならびに	種優先株
株とする	0			式、種	重優先株式、 種優	<u> 先株式およ</u>
				び 種係	優先株式の1単元の	の株式の数
				は、 <u>そ</u> れ	<u>1ぞれ</u> 1,000株とする	
	(新	設)		<u>第</u>	第2章の2 優先株	<u>式</u>
	(新	設)		第12条 - 2	! (種優先株式)	
				<u>本会社σ</u>	)発行する 種優先	株式の内容
				<u>は、次の</u>	) <u>とおりとする。</u>	
				<u>1.( 種</u>	種優先配当金)	
				<u>本会社</u>	tは、第41条に定め	る株主配当
				<u>を行う</u>	ときは、 種優先	株式を有す
				る株芸	主(以下 種優先	<u>株主とい</u>
				<u>う。)</u>	または 種優先株	式の登録質
				権者 (	以下 種優先登録	質権者とい
				<u>う。)</u>	に対し、普通株式	を有する株
				主(以	人下普通株主という。	<u>, )または</u>
				普通核	k式の登録質権者(	以下普通登
				録質権	[者という。) に先	立ち、 種
					k式1株につき年80	
					発行に際して取締	
				<u>で</u> 定め	る額の株主配当金	(以下 種
				優先配	3当金という。)を	<u> 支払う。</u>
				ある営	営業年度において ジ	種優先株主
					は 種優先登録質権	
				支払う	<u> 株主配当金の額が</u>	種優先配
				<u>当金σ</u>	)額に達しないとき	は、その不
				<u>足額</u> に	は翌営業年度以降に	こ累積しな
				<u>l1.</u>		
				種優	<b>優先株主または 種</b> 佐	優先登録質
				権者に	対しては、 種優	先配当金を
					配当は行わない。	
				2. ( 種	<b>腫優先株主に対する</b> 「	中間配当)
				本会社	上は、 種優先株主	または 種
				優先至	登録質権者に対し、	中間配当を

行わない。

現	行	定	款	变	更	案
				3. ( ₹	重優先株主に対する	残余財産の
				<u>分</u> 酉	(5	
				本会社	土の残余財産の分配	をするとき
				<u>は、</u>	種優先株主または	種優先登
				録質権	権者に対し、普通株	主または普
				通登録	<sup>录</sup> 質権者に先立ち、	種優先株
					*につき800円を支払	
					優先株主または 種	
					こ対しては、前記の	ほか残余財
					分配は行わない。	
				_ `	重優先株式の消却)	
					生は、いつでも 種	
					受け、これを株主に	
					<u> </u>	額により消
					ることができる。 ま原生性もの苦は佐	,
					重優先株主の議決権	_
					<u>憂先株主は、株主総</u> 産を有しない。	会にのいし
					<u> </u>	たけ公割
					<sub>単度几体氏の併占よ</sub> 未引受権等)	/CI&刀 刮、
					<del>N                                    </del>	ス提合を除
					<u> </u>	
					<u>- 程度光体がにって.</u> とは分割は行わない。	
					生は、 種優先株主	_
					をまたは新株予約権	
					的権付社債の引受	
				l 1.		
				7. ( 利	重優先株式の転換予	約権)
					<del>g九林工は、光门に</del> D決議で定める転換	
					<u>り八歳で足りで報味</u> 明間中、当該決議で	-
					#で 種優先株式の	
					やな請求することが、 ないでは、ことが、	
				TAJ	, _ , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	

現	行	定	款	变	更	案
				8. ( 種	極先株式の強制転	換条項)
				転換を	請求し得べき期間	引中に転換請
				求のた	いった 種優先校	k式は、同期
				間の末	ミ日の翌日 (以下強	餡制転換基準
				日とに	1う。)以降の取締	辞役会で定め
				<u>る日を</u>	もって、 種優先	た株式1株の
				払込金	≩相当額を強制転換	桑基準日に先
				<u>立つ4</u>	5取引日目に始まる	30取引日の
				株式会	社東京証券取引所	「における本
				会社の	)普通株式の普通取	双引の毎日の
				<u></u>	気配表示を含む。	, · · · · · · ·
				(終値	<u> のない日数を除く</u>	(。)で除し
				<u>て得ら</u>	れる数の普通株式	じとなる。平
					)計算は、円位未満	
					出し、その小数第	1 <u>位を切り</u>
				<u>上げる</u>		
					<u>場合、当該平均値</u>	<del>- (                                   </del>
					k式発行に際して耳	
					こめる上限転換価額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·
					- は(2)当該取締役	
					る下限転換価額を	
					<u>種優先株式1株の</u>	
					<u>1) の場合は当該上</u> この場合は火銃エ	
					2) の場合は当該下 2.	
				,_,	<b>にして得られる数σ</b>	7百世休式と
				<u>なる。</u> ⇒= α	-	リーちたって
					<u>)普通株式数の算出</u> こ満たない端数が	
					<u>- 満にない端数か</u> 5法に定める株式()	
					□法に定める休式⊕ これを取扱う。	Tロい物ロに
				学し(	. C16で収扱り。	

現	行	定	款	変	更	案
				9. (	種優先配当金の除り	「期間) <u></u>
				第43	条の規定は、 種	憂先配当金の
				支払	について、これをタ	準用する。
	(新	設)		第12条 -	3 ( 種優先株式)	)_
				本会社	の発行する 種優!	先株式の内容
				<u>は、第</u>	12条 - 2の規定を2	準用する。
	(新	設)		第12条 -	4 (種優先株式)	<u>)                                    </u>
				本会社	の発行する 種優	先株式の内容
				<u>は、第</u>	12条 - 2の規定を2	<b>準用する</b> 。
	(新	設)		第12条 -	5 ( 種優先株式)	<u>)                                    </u>
					の発行する 種優	先株式の内容
				<u>は、次</u>	<u>のとおりとする。</u>	
				<u>1. (</u>	種優先配当金)	
				本会	社は、第41条に定	める株主配当
				<u>を行</u>	うときは、 種優:	先株式を有す
				<u>る株</u>	主(以下 種優	先株主とい
				<u>う。</u>	<u>) または 種優先</u>	株式の登録質
					(以下 種優先登	
					) に対し、普通株: 	
					質権者に先立ち、	
					につき年80円を上	
					際して取締役会の	
				-	株主配当金(以下	
					いう。)を支払う。	_
					営業年度において	
				-	は、種優先登録質	
					う株主配当金の額	
					の額に達しないと	
					は翌営業年度以降	手に系領しな
				<u>l I。</u>		

現 行	定	款	変	更	案
			余利。 は普) 先配。 当会 会き 先音 同額。 2. (準) 第12。 定は、	優先配当金が支払れ 益があるときは、普 通登録質権者に対し 当金と同額にいたる を支払うことができ 益について株主配当 は、種優先株主部 録質権者および普通 登録質権者に対し、 の金額を支払う。 用条文) 条・2第2号ないし 種優先株式にこ	<ul><li>音通株主また</li><li>は、 種主</li><li>は、 種主</li><li>は、 はまた</li><li>は、 を支払</li><li>種たは</li><li>は、 種た</li><li>は、 また</li><li>は、 また</li></ul>
(新	設)		各種の 残余財 とする。		
第16条(決議方法)	1110001 + 4	#± <b>~</b> ≅		決議方法)	+ +++ <b>↑</b> ===
株主総会の決議は決権の過半数をも	,	1	決権の 商法第 株主総 ず、総 有する	会の決議は、出席し 過半数をもってこれ 343条第1項の規定 会の決議は、前項 株主の議決権の3分 株主が出席し、その 以上をもってこれを	を決する。 <u>によるべき</u> にかかわら <u>}の1以上を</u> D議決権の3
(新	設)		第14条	2 (種類株主総会) 、第15条および第 頃株主総会にこれを	17条の規定
(新	設 )		第16条	<u>附 則</u> 後段の定めは、平成 効力を生ずるものと	<b>戊15年4月1</b>

・GMLが所有する当社普通株式619,017,000株を本総会後に当社が取得し、消却すること、さらに本総会後に同社に対し90,090,000株の第三者割当増資を行うこと、ならびに本総会後の第三者割当増資にかかわる優先株式の転換予約権の行使に対応するため、発行する株式の総数および発行する普通株式の総数を、当該消却・増資後の当社発行済株式総数の4倍の範囲内で増加いたしたく、定款第5条についてさらに下記追加変更案の内容に変更するものであります。なお、追加変更案の「株式の総数」変更の効力発生は、上記消却、GMLに対する第三者割当増資ならびに優先株式発行の効力発生を条件といたします。

追

カΠ

(下線は変更部分であります。)

更

案

# 前 記 変 更 案 第 5条(会社が発行する株式の総数) 本会社が発行する株式の総数は、30億株とし、このうち28億7,500万株は普通株式、3,750万株は 1種優先株式、3,750万株は 種優先株式、2,500万株は 種優先株式、2,500万株は 種優先株式とする。ただし、普通株式につき消却があった場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式

数を減ずる。

## 第5条(会社が発行する株式の総数) 本会社が発行する株式の総数は、34億 9,400万株とし、このうち33億6,900万 株は普通株式、3,750万株はI種優先株式、2,500万株は 種優先株式、2,500万株は 種優先株式とする。ただし、普通株式につき消却があった場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。

変

## 第4号議案 取締役2名選任の件

GM社ならびに株式会社みずほコーポレート銀行から取締役の派遣を受け、経営管理体制の一層の強化を図るため、新たに取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、取締役高山忠臣氏は、平成14年10月25日をもって辞任されております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴おん	よび他の会社の代表状況	所有する当社 の株式の数
1	ベイジル エヌ ド ロ ッ ソ ス (1948年 2 月25日生) (昭和23年)	1995年8月 (平成7年) 2000年1月 (平成12年) 2001年8月 (平成13年)	レーション入社 ゼネラル モーターズ アルゼン チン マネージング ディレク ター ゼネラル モーターズ アジア パシフィック(ピー ティー イー)リミテッド エグゼク ティブ ディレクター,サウス イースト アジア アンド イン ディア 同社リージョナル バイス プレ ジデント オンディア 同社バイス プレジデント,	0株
2	当 麻 茂 樹 (昭和23年9月29日生)	平成12年6月 平成13年5月	会社みずほ銀行および株式会社 みずほコーポレート銀行)入行 同行法人企画部長 同行営業第三部長 同行執行役員営業第三部長 同行常務執行役員営業第三部長 株式会社第一勧業銀行の分割・ 合併にともない株式会社みずほ コーポレート銀行常務執行役員 営業担当役員 同行退職	0株

以 上